

福岡市公報

令和4年6月23日 第6875号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目次—	ページ
規 則	
○福岡市興行場法施行細則の一部改正(第77号)	2
○福岡市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正(第78号)	2
○福岡市都市景観条例施行規則の一部改正(第79号)	3
○福岡市屋外広告物条例施行規則の一部改正(第80号)	3
告 示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第186号)	4
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第187号)	4
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第188号)	5
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第189号)	5
○公共下水道の供用及び流域下水道の終末処理場による下水の処理の開始(第190号)	6
○分流化区域の指定(第191号)	7
○放置自転車の移動及び保管(第192号)	7
○都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度に関する告示の一部改正(第193号)	18
公 告	
○一般競争入札の実施(第154号)	19
○開発行為に関する工事の完了(第155号)	19
○指定認定事務支援法人の指定(第156号)	20
水 道 局	
○指定給水装置工事事業者の指定(公告第28号)	20

条例第16条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
第13条に次の1項を加える。

- 2 条例第16条第2項に規定する規則で定める方法は、インターネットの利用その他の方法とする。

別記様式第1号及び様式第2号中「㊦」及び「※届出者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。」を削る。

別記様式第8号中「㊦」及び「※申請者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第79号

福岡市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市都市景観条例施行規則（昭和62年福岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第14条中「様式第10号」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式」に改める。

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第80号

福岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市屋外広告物条例施行規則（昭和47年福岡市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第14条中「別記様式第8号」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式」に改める。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号 削除

別記様式第8号を次のように改める。

様式第8号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福岡市告示第186号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和4年6月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和4年6月24日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区和白東三丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区塩浜三丁目2500番地
福岡市和白水処理センター

福岡市告示第187号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。
